

Title	アンチダンピング政策の経済分析
Sub Title	Economic analysis of the anti-dumping policy
Author	藤田, 康範
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1995
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.88, No.2 (1995. 7) ,p.263(117)- 281(135)
JaLC DOI	10.14991/001.19950701-0117
Abstract	
Notes	小特集：「国際協調体制の再構築」について
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19950701-0117

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アンチダンピング政策の経済分析

藤田康範*

1 序

輸入国がアンチダンピング税を相手国企業に対して賦課することは GATT 第6条によって認められていることではあるが、1980年代以降のアメリカにおけるアンチダンピング提訴の増加はあまりにも急激であるので、輸入国の企業がアンチダンピング法を濫用して不当に高い利潤を獲得しているのではないかという疑いが生じ、アンチダンピング政策によってかえって経済厚生が損なわれているのではないかと危惧されている。しかも、WTO（世界貿易機関）において輸出自主規制等については規律が強化されたにもかかわらず、アンチダンピング政策については実質的に殆ど改善されていないので、アンチダンピング法が濫用される恐れが高まってきている。アンチダンピング政策に対する批判は古くは Marshall (1923) によるものが有名であり、近年では Dale (1980), Yarrow (1987) 等によってもその正当性が疑問視されているが、彼らは自由貿易との比較においてアンチダンピング政策を批判をしているので、論拠が十分とは言い難い。現行のアンチダンピング法の下では、輸入国の企業がアンチダンピング提訴を開始し、「ダンピング及びダンピングによる損害を認める暫定的な決定」が下されると、輸入国の企業が輸出国の企業に対して価格に関する約束を求めることが認められており、しかも、輸出国企業がダンピングの及ぼす有害な影響を除去

* 本稿は、平成6年12月に開催された経済学会コンファレンス『国際協調体制の再構築』で報告された。報告することをすすめて下さった大山道広教授ならびに塩澤修平教授に感謝申しあげる。大山道広教授には、草稿の段階から丁寧に指導をして頂いた。また、討論者の吉岡忠昭氏から頂いたコメントは有益であった。そのほか、コンファレンス参加者、特に大瀧雅之、小川英治、木村福成、清野一治、竹森俊平、長岡貞男、深尾京司、柳川範行、吉野直行、若杉隆平、和気洋子の諸先生方からも貴重なコメントを頂いた。また、伊藤幹夫、神谷傳造、須田伸一、寺出道雄、中村慎助、細田衛士（以上慶應義塾大学）、奥野正寛（東京大学）の諸先生からのコメントも本論文を前進させるものであった。大瀧雅之ならびに竹森俊平の諸先生には、コンファレンス開催中にとりわけお世話になった。記して謝意を表したい。ただし、なお残る誤りや欠陥は全て筆者の責任に帰するものである。

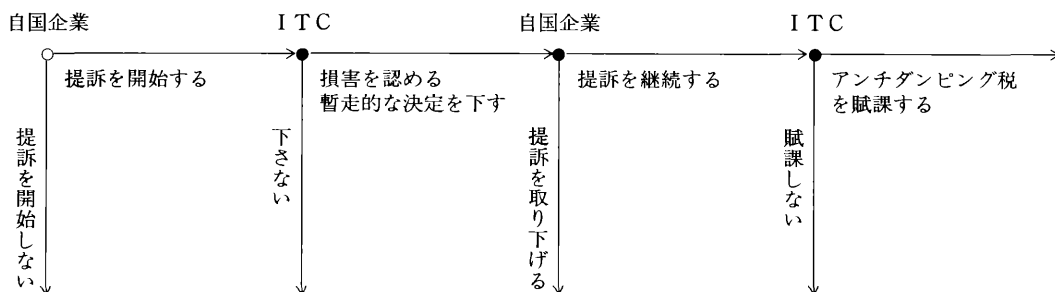
する価格の引き上げまたはダンピング価格による輸出の停止を自発的に約束する場合には、アンチダンピング手続きが終了し、アンチダンピング税が賦課されないことになっている。すなわち自国企業が提訴を取り下げて相手国企業と結託することが可能となっているので、事態はそれほど単純ではないのである。この点は Thomas J. Prusa の先駆的研究, Prusa (1992), によって特に強調されている。

…levying duties may actually increase consumer surplus since the alternative is not free trade but rather a negotiated outcome. [Prusa (1992, p18)]

本稿では、このような提訴取り下げをモデルに組み込み、アンチダンピング政策のもたらす経済効果を分析する。

Prusa (1992) は、アンチダンピング訴訟に関する制度を詳細に考察してアンチダンピング訴訟のプロセスが図1のように把握されることを指摘している。そして、現行のアンチダンピング法の下では自国企業と外国企業との間の結託によって両国の企業が高い利潤を獲得できることを浮き彫りにし、アンチダンピング法の機能を信頼する通常の法学者の見解に対して警鐘を鳴らしている。

図 1



In fact, typically the withdrawal of an antidumping petition is not evidence that the domestic industry's case has failed. Frequently a petition is withdrawn only after the domestic industry has achieved some type of out-of-court settlement with its foreign rival. [Prusa (1992, p5)]

In the legal literature it is argued that the settlement agreements are desirable since they save the government investigative expence and also reduce the international tensions created by dumping actions. …… If, however, firms use the settlement agreements to achieve collusive outcomes, the efficacy of such agreements must be severely questioned. [Prusa (1992, p2)]

しかし、Prusa (1992) は、逸脱の可能性を仮定によって排除し、アンチダンピング税が賦課される見込みが微少な場合でも両国企業間の結託がなされると結論づけている。そこで本論文では、両国企業間の交渉を、逸脱の可能性も考慮して無限繰り返しゲームの文脈において定式化し、まず第一に、企業間の結託が継続する具体的な条件を導出する。本論文での分析により、Prusa (1992) の分析結果が必ずしも正しくないことが示され、企業間の結託が継続するかどうか、賦課されるアンチダンピング税の水準等に依存することが明らかとなる。また、Prusa (1992) は、企業の利潤や生産物価格の大きさを通じて間接的に厚生評価を行っているが、本稿ではより一般性のある余剰分析によって、アンチダンピング政策の厚生の評価を行う。

関連論文としての Staiger and Wolak (1994) は、自国企業がアンチダンピング提訴を行っていない初期条件において両国企業間の結託が成立していると仮定し、外国企業が結託から逸脱する恐れがある場合に自国企業がアンチダンピング提訴を行うとしている。本稿は、後述するように、自国企業がアンチダンピング提訴を行わない場合には、両国企業が Cournot-Nash 競争に従事すると想定しているため、Staiger and Wolak (1994) と異なっている。また、Staiger and Wolak (1994) が企業の生産能力を戦略変数としている点や、厚生評価を行っていない点も本稿と相違している。Staiger and Wolak (1994) は景気変動と結託の関係について分析を行い、不況時に結託が強化されることを明らかにしているが、本稿での分析から、必ずしもそうではないことが明らかとなる。

また、結託を誘発する効果がアンチダンピング防止法にあることに着眼して定式化することにより、従来言及されることのなかった点も明らかとなる。自国企業と外国企業との結託を考慮していない Marshall (1923) 等の見解に従えば、アンチダンピング税の水準の増加によって単調的に厚生が悪化すると結論づけられようが、企業間の結託をモデル化した本稿の分析によれば、アンチダンピング税の水準の連続的増加に伴って厚生が不連続に減少したり不連続に上昇したり、あるいは一定水準に保たれたりする局面があることが示される。Moore and Suranovic (1992) は、アンチダンピング税水準の期待値の増加によって経済厚生が必ず損なわれることを論証しているが、本稿においては、アンチダンピング税水準の期待値の増加が、厚生を増加をもたらすことが示される。

そしてこれらの結果を踏まえ、アンチダンピング政策が経済厚生観点から正当化されるのかどうかについて、とりわけアンチトラスト法との関連を念頭において考察し、アンチダンピング政策の是非について述べる。

以下では、まずモデルを構成し、次に、結託下での一期あたりの利潤、結託から逸脱した場合にその期に獲得できる利潤、アンチダンピング税下での一期あたりの Cournot-Nash 均衡利潤をそれぞれ自国企業、外国企業について算出し、両国の企業が結託を継続する条件を求める。そしてこれらを基盤として、アンチダンピング政策が企業行動や経済厚生に及ぼす影響に関するいくつかの命題を導出する。

2. 基本モデル

危険中立的な自国企業と外国企業とからなる複占市場を考える。当該の市場は自国にあって、外国企業が自国市場に向けて輸出してくるものとする。以下では自国として、現実にはアンチダンピング問題が顕在化しているアメリカを想定する。また、Dixit (1984, 1988) 等と同様に、自国企業と外国企業は同質財を生産し、生産量を戦略変数として、Cournot-Nash 型の数量競争に従事するものと仮定する。現行のアンチダンピング法においては、損害の認定は、「ダンピング輸入の価格が輸入国の同種の製品の価格を相当に下回るものであるかどうか、又はダンピング輸入の及ぼす影響により、相当に価格が抑えられているかどうか若しくはダンピング輸入がなかったとしたら生じたであろう価格の上昇が相当に妨げられているかどうか」を考慮してなされることになっている。同質財の仮定は後者の「ダンピング輸入の及ぼす影響により、相当に価格が抑えられているかどうか若しくはダンピング輸入がなかったとしたら生じたであろう価格の上昇が相当に妨げられているかどうか」の部分に着目したものである。

また、両国の企業は将来利潤の流列の割引現在価値の最大化を行動原理とするものとし、ここでは両企業ともに無限の将来を視野に入れて行動するものとする。以下のモデルでは分析を容易にするために、自国企業にアンチダンピング提訴を開始する意志があることを前提とし、Prusa (1992) 等と同様に、外国市場は明示的に取り上げないことにする。

さらに、現実の制度を図2のようにとらえ、自国企業の申し立てによってダンピング調査が開始されるとする。そして、自国企業が提訴を開始し、「ダンピング及びダンピングによる損害を認める暫定的な決定」(preliminary approval) を獲得しても、提訴を継続しなければ自国政府がアンチダンピング税を外国企業に課すことはなく、提訴を継続すればアンチダンピング税を外国企業に対して賦課するものとする。ただし、課税水準の期待値は外生的に定まっているものとする。

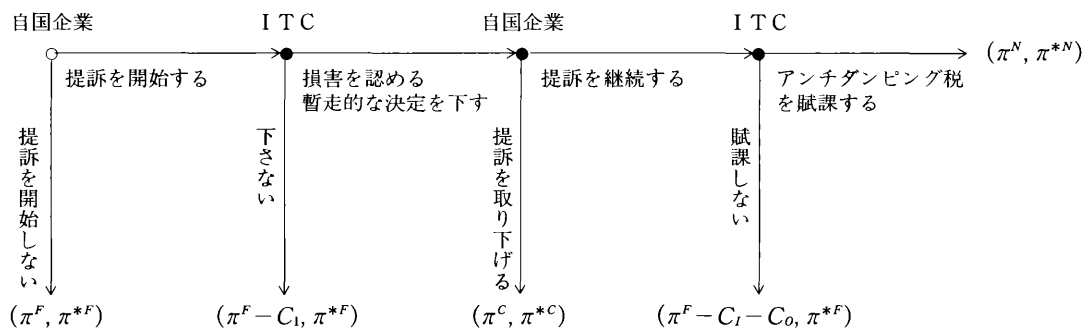
アンチダンピング関税に関する現行の協定においては、ダンピング及びダンピングによる損害を認める暫定的な決定が下されると、輸入者が輸出者に対して価格に関する約束を求めることが可能であると明文化されている。⁽¹⁾ 本稿では、このことがらをモデルに組み入れ、自国企業がアンチダンピング提訴を開始して preliminary approval を獲得すれば自国企業と外国企業が暗黙の結託を結ぶことが可能であるとしてモデルを構築する。

また、現行のアンチダンピング法においては、「ダンピング及びダンピングによる損害を認める暫定的な決定」は自国企業によって提出される資料に基づいて45日以内という短期間になされなければならないことになっているので (Staiger and Wolak (1994)), 以下では自国企業が preliminary approval を獲得することが容易であるものとして議論を進める。すなわち、仮に外国企業が生産

(1) この点は、Prusa (1992) において Noerr-Pennington doctrine として紹介されている。

量を減少させたとしても、その行動は国際貿易委員会（ITC）にとって説得的ではなく、自国企業に preliminary approval が与えられることを阻止することはできないものと仮定する。

図 2



- π^F : 自由貿易における自国企業の一期あたりの利潤水準
- π^{*F} : 自由貿易における外国企業の一期あたりの利潤水準
- π_N : アンチダンピング税下における自国企業の一期あたりの利潤水準
- π^{*N} : アンチダンピング税下における外国企業の一期あたりの利潤水準
- π^C : 結託下の自国企業の一期あたりの利潤水準
- π^{*C} : 結託下の外国企業の一期あたりの利潤水準
- C_I : アンチダンピング提訴を開始するのに必要な費用
- C_o : preliminary approval を獲得した後に提訴を継続するのに必要な費用

本稿で用いられる記号を整理すると次のようになる。

x : 自国企業の一期あたりの生産量

y : 外国企業の一期あたりの生産量

$Z \equiv x + y$: 一期あたりの総生産量

$P(Z) \equiv a - bZ$: 逆需要関数

C_I : アンチダンピング提訴を開始するのに必要な費用

C_o : preliminary approval を獲得した後に提訴を継続するのに必要な費用

本稿ではゼロとして分析を単純化する。

c : 自国企業の限界費用 一定であると仮定する。

c^* : 外国企業の限界費用 一定であると仮定する。

以下では $c = c^*$ と仮定する。後に示されるようにこれも単純化の仮定である。

K : 自国企業の固定費用

K^* : 外国企業の固定費用

t : 賦課されるアンチダンピング税の水準の期待値

アンチダンピング税が賦課される確率にアンチダンピング税の水準を乗じたものである。

本稿ではアンチダンピング税は従量税であるとする。

$\pi(x, y, t)$: 自国企業の一期あたりの利潤関数

$\pi^*(x, y, t)$: 外国企業の一期あたりの利潤関数

δ : 自国企業の時間選好率。

δ^* : 外国企業の時間選好率。

以下では $\delta = \delta^*$ という単純化の仮定をおく。

$W_w(x, y, t)$: 世界の経済厚生を表す関数。

以上の設定において、アンチダンピング提訴を開始し提訴を継続した場合の自国企業の一期あたりの期待利潤および外国企業の一期あたりの期待利潤がそれぞれ次のように表現される。

$$E\pi(x, y, t) = (a - bZ - c)x - C_I - K$$

$$E\pi^*(x, y, t) = (a - bZ - t - c)y - K^*$$

3. 企業戦略と獲得利潤

3.1. 結託下の自国企業と外国企業の利潤

まず、自国企業がアンチダンピング提訴を取り下げ、両国の企業が結託して共同利潤を最大化するものとしよう。一期あたりの共同利潤を Π と表現すると、

$$\Pi(x, y) = [a - b(x + y) - c](x + y) - C_I - K - K^*$$

であるので、一期あたりの共同利潤最大化の一階の条件が

$$\frac{\partial \Pi}{\partial x} = \frac{\partial \Pi}{\partial y} = a - 2b(x + y) - c = 0$$

となり、共同利潤を最大化する一期あたりの総生産量 Z^c が

$$Z^c = \frac{a - c}{2b} \tag{1}$$

の水準に定まる。市場占有率は企業間の交渉力によって定まるものとし、その結果として決定される自国企業の市場占有率を α と表記すると、共同利潤最大化の下での自国企業の生産量 X^c および外国企業の生産量 y^c がそれぞれ

$$x^c = \frac{\alpha(a - c)}{2b} \tag{2}$$

$$y^c = \frac{(1 - \alpha)(a - c)}{2b} \tag{3}$$

(2) 両国企業の限界費用が異なり、しかも逓増している場合には結託下の両国企業の利潤は一意に定まり α も一意に決定される。本稿では分析を単純化するために両国企業の限界費用が等しくしかも一定であると仮定し、 α によって調整するという方法をとっている。

となり、結託下の一期当たりの自国企業の利潤 π^c および外国企業の利潤 π^{*c} がそれぞれ

$$\pi^c = \frac{\alpha(a-c)^2}{4b} - C_I - K \quad (4)$$

$$\pi^{*c} = \frac{(1-\alpha)(a-c)^2}{4b} - K^* \quad (5)$$

と定まる。以下では α を外生変数として分析を進めることにする。

3.2. 逸脱した場合に得られる各企業の利潤

次に、相手が結託を守っている時に自分が結託を守らずに、相手の行動を所与として行動する結果実現できる最大利潤を求める。以下ではそのような行動を逸脱と定義する。

まず、自国企業が逸脱した場合にその期に得られる利潤を導出する。結託下の外国企業の一期あたりの生産量

$$y^c = \frac{(1-\alpha)(a-c)}{2b} \quad (3)$$

を与件とした場合の自国企業の利潤最大化問題を考えればよい。このときの自国企業の一期あたりの利潤は

$$\pi(x) = \left(\frac{(1+\alpha)(a-c)}{2} - bx \right) x - C_I - K$$

と表現されるので、利潤極大化の一階の条件

$$\frac{\alpha\pi}{\alpha x} = \frac{(1+\alpha)(a-c)}{2} - 2bx = 0$$

より、逸脱した場合の自国企業の生産量 x^d が

$$x^d = \frac{(1+\alpha)(a-c)}{4b}$$

と定まり、逸脱した場合のその期の自国企業の利潤 π^d の水準が

$$\pi^d = \frac{(1+\alpha)^2(a-c)^2}{16b} - C_I - K$$

であることがわかる。外国企業が逸脱した場合にその期に得られる利潤についても同様に、結託下の自国企業の生産量

$$x^c = \frac{\alpha(a-c)}{2b} \quad (2)$$

を与件とした場合の外国企業の利潤最大化問題を考えればよい。このときの一期あたりの外国企業の利潤は

$$\pi^*(y) = \left\{ \left(1 - \frac{\alpha}{2}\right)(a - c) - by \right\} y - K^*$$

と表現されるので、利潤極大化の一階の条件

$$\frac{\alpha\pi^*}{\alpha y} = \left(1 - \frac{\alpha}{2}\right)(a - c) - 2by = 0$$

より、逸脱した場合の外国企業の生産量 y^d が

$$y^d = \frac{(2 - \alpha)(a - c)}{4b}$$

と定まり、逸脱した場合のその期の外国企業の利潤 π^{*d} が

$$\pi^{*d} = \frac{(2 - \alpha)^2(a - c)^2}{16b} - K^*$$

であることがわかる。

3.3. アンチダンピング税下の自国企業と外国企業の Cournot-Nash 均衡期待利潤

外国企業が結託から逸脱した場合には自国企業はアンチダンピング提訴を継続し、次の期から両企業はアンチダンピング税下での Cournot-Nash 競争に従事するものとする。一方、自国企業が結託から逸脱した際に、外国企業が再び結託を組むことはなく、その場合には自国企業はアンチダンピング提訴を継続し、次の期から両企業はアンチダンピング税下での Cournot-Nash 競争に従事するものとする。⁽³⁾

ここではアンチダンピング税下の一期あたりの Cournot-Nash 均衡期待利潤の水準を自国企業および外国企業について算出する。自国企業、外国企業の期待利潤極大化の一階の条件は、それぞれ

$$\frac{\alpha E\pi}{\alpha x} = a - 2bx - by - c = 0$$

$$\frac{\alpha E\pi^*}{\alpha y} = a - bx - 2by - t - c = 0$$

であり、自国企業の一期あたりの Cournot-Nash 均衡期待生産量 Ex^N および外国企業の一期あたりの Cournot-Nash 均衡期待生産量 Ey^N は両式を同時に満足するように決定されるので、

$$Ex^N = \frac{a + t - c}{3b} \tag{6}$$

$$Ey^N = \frac{a - 2t - c}{3b} \tag{7}$$

となる。これらの関係を両国の企業の利潤を表現する式に代入することによって、一期当たりの自国企業の Cournot-Nash 均衡期待利潤 $E\pi^N$ および一期当たりの外国企業の Cournot-Nash 均衡期

(3) 以下ではこのようなトリガー戦略によって暗黙の結託が支持されるか否かを考察する。

待利潤 $E\pi^{*N}$ が

$$E\pi^N = \frac{(a-c+t)^2}{9b} - C_I - K \quad (8)$$

$$E\pi^{*N} = \frac{(a-c-2t)^2}{9b} - K^* \quad (9)$$

に定まる。

4. アンチダンピング 政策と企業戦略

本節では、前節までの分析結果に基づいて、アンチダンピング政策が企業戦略に及ぼす影響について考察する。

4.1. 自国企業が提訴を開始する条件

アンチダンピング提訴を開始せず自由貿易を行った場合の自国企業の一期あたりの利潤 π^F は、(8)式で表される $E\pi^N$ において、 $t=0$ および $C_I=0$ とおくことによって

$$\pi^F = \frac{(a-c)^2}{9b} - K$$

と算出される。この π^F と上述の $E\pi^N$ とを比較することにより、賦課されるアンチダンピング税の水準 t が

$$t \leq -(a-c) + \sqrt{(a-c)^2 + 9bC_I} \quad (10)$$

の関係を満足する場合には、自国企業がアンチダンピング提訴を開始する利益がないことが分かる。上式の右辺が正であるので、以下の主張が成立する。

賦課されるアンチダンピング税の期待水準が低い場合には、自国企業がアンチダンピング提訴を開始する利益がない。

この結論は、nuisance suit (アンチダンピング税が賦課される見込みが微少な訴訟) を行っても両国の企業が不当に高い利益を得ることがないことを示しており、Prusa (1992) の結論が必ずしも正しくないことを示している。また、(10)式より、需要の価格弾力性が小さい場合や提訴開始の費用が大きい場合には、賦課されるアンチダンピング税水準が高くなければ提訴が開始されないことも理解される。

4.2. 両国企業間の結託が継続する条件

前節で得られた結果を整理し、獲得可能な一期あたり利潤を表にすると次のようになる。

	結託	逸脱	非協力
自国企業	$\frac{\alpha(a-c)^2}{4b} - C_I - K$	$\frac{(1+\alpha)^2(a-c)^2}{16b}$	$\frac{(a-c+t)^2}{9b} - C_I - K$
外国企業	$\frac{\alpha(a-c)^2}{4b} - C_I - K$	$\frac{(1+\alpha)^2(a-c)^2}{16b}$	$\frac{(a-c+t)^2}{9b} - C_I - K$

結託を継続した場合の期待利潤 $\frac{1}{1-\delta} \pi^c$ と逸脱した場合の期待利潤 $\pi^d + \frac{\delta}{1-\delta} \pi^N$ とを比較することにより、⁽⁴⁾

$$\frac{(\text{逸脱した時の利潤}) - (\text{結託によって得られる利潤})}{(\text{逸脱した時の利潤}) - (\text{非協力の場合に得られる利潤})}$$

が時間選好率 δ を下回る限り結託が守られることが導かれ、自国企業が結託を守る条件および外国企業が結託を守る条件がそれぞれ

$$\left(\frac{3(1+2)}{4}\right)^2 - \frac{1}{8} \left(\frac{3(1-\alpha)}{4}\right)^2 \geq \left(1 + \frac{t}{a-c}\right)^2 \quad (11)$$

$$\left(\frac{3(2-\alpha)}{4}\right)^2 - \frac{1}{8} \left(\frac{3\alpha}{4}\right)^2 \geq \left(1 - \frac{2t}{a-c}\right)^2 \quad (12)$$

となる。よって、 α , δ , t が上の二式を同時に満足する場合には暗黙の結託が部分ゲーム完全均衡として維持されることがわかる。結託が両国企業によって継続される条件を、典型例としてたとえば $\alpha = \frac{2}{3}$, $\delta = \frac{3}{4}$ と固定して図解すると図3のようになり、両国企業がともに結託を守るアンチダンピング税水準の範囲が図中の斜線部で示される。

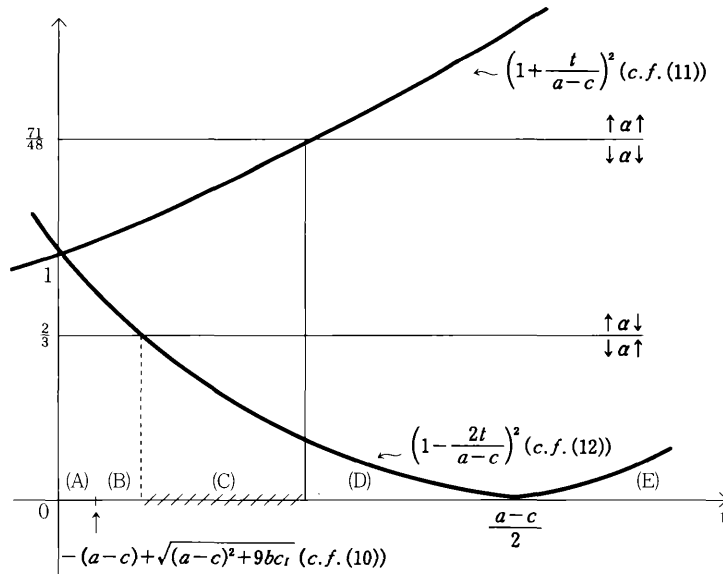
アンチダンピング税の水準が低い場合には、外国企業にとって報復が脅威とならないので外国企業が結託から逸脱する誘因が多く、またアンチダンピング税の水準が高い場合には、自国企業が結託から逸脱することの損失が少ないので自国企業が逸脱する誘因が多い。よって、中間的なアンチダンピング税の水準において結託が継続する。このことを図3は示している。また、この図3に、アンチダンピング税の期待水準の関数としての両国企業のそれぞれの利潤を重ねあわせると図4のようになる。

アンチダンピング税の水準が(C)のような中間的な範囲にある場合に、アンチダンピング提訴が取り下げられ、両国企業の利潤が不連続に増加している点にこの図の特徴がある。

以上は、次のように要約される。

(4) 本稿では、両国企業がとり得る選択肢は協調、逸脱、競争の3種類のみであるとする。このような単純化は、あくまでもここでの論点を明確化するためのものであり、より複雑な戦略を想定して厳密な分析を行うことを排除するものではない。

図 3



- (A) : アンチダンピング提訴が開始されない (C) : 両国企業によって結託が守られる
 (B) : 外国企業が逸脱する (D) : 自国企業が逸脱する
 (E) : 貿易が行なわれない

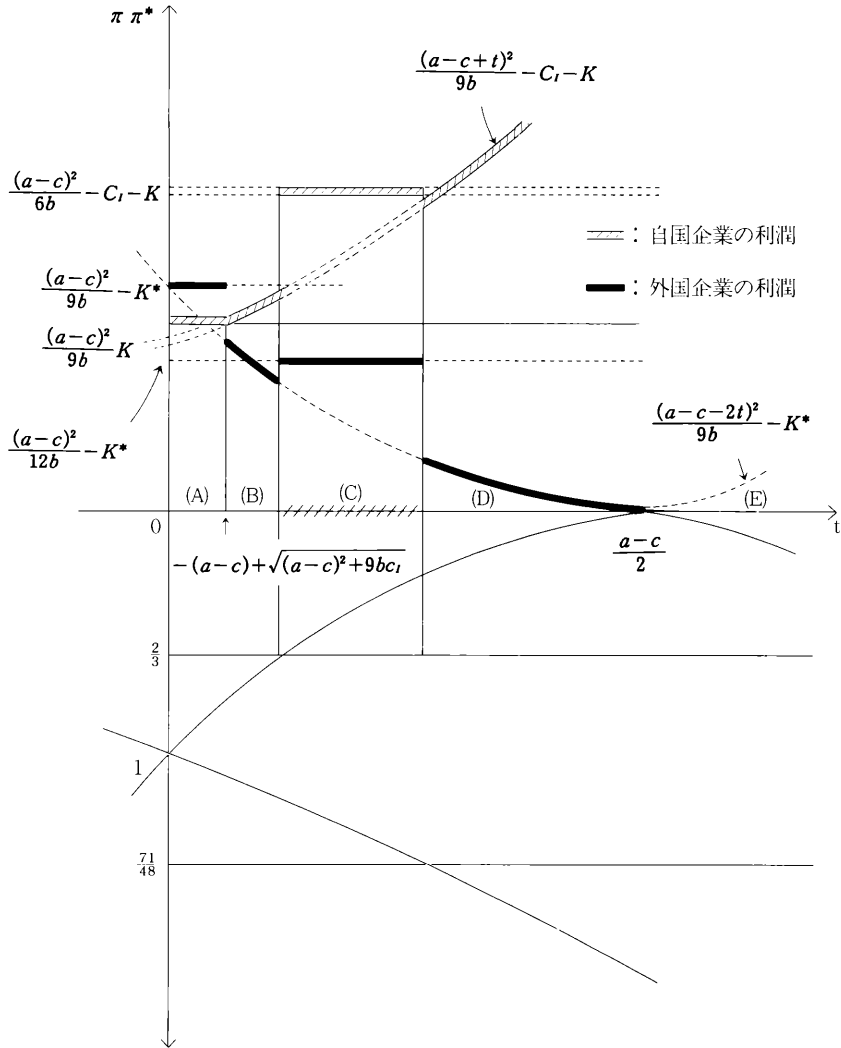
アンチダンピング法が存在するために両国企業の結託が成立し、両国企業ともに高い利潤の獲得が可能となる場合がある。

この結論は Prusa (1992) の結論を本稿のモデルにおいて確認するものである。ただし、両国企業間の結託が可能でない場合があることを示している点において新たな貢献があると思われる。また、アンチダンピング税を賦課する確率の増加によって両国企業間の結託が生まれ易くなるという Anderson (1993) の結論が常に支持されるとは限らないことも示している。

また、図 3 において自国企業の市場占有率 α の増加は自国企業が結託を継続する条件(11)式の左辺を増加させ、外国企業が結託を継続する条件(12)式の左辺を減少させるので結託を成立させる税水準の範囲を左にシフトさせる。同様に、自国企業の市場占有率 α の減少によって、結託を成立させる税水準の範囲が右にシフトする。このことより、

アンチダンピング税の期待値水準が高くしかも課税する側の国の企業の市場占有率が大きい場合や、アンチダンピング税の期待値水準が低くしかも課税する側の国の企業の市場占有率が小さい場合には、両国企業間の結託が成立する可能性が高い。

図 4



という主張が成立し、政府の強い国に強い企業がある場合や政府の弱い国に弱い企業が存在する場合には両国企業間の結託が生まれ易いことが示される。

4.3. 景気変動と両国企業間の結託

次に、本稿のモデルを利用して、景気変動と結託の継続の関係について考える。本稿のモデルにおいては、景気変動は需要関数についてのパラメーター a の変化によって表現することができる。 a の増加は、図3における結託を成立させる税水準の範囲を右にシフトさせ、 a の減少は結託を成立させる税水準の範囲を左にシフトさせる。よって、

アンチダンピング税水準の期待値が高い場合に景気が後退する場合やアンチダンピング税水準の期待値が低い場合に景気が拡大する場合には両国企業間の結託が切れる。

と言える。

関連論文としての Staiger and Wolak (1994) は、不景気において両国企業間の結託が強化されることを明らかにしているが、アンチダンピング税が賦課される確率が高い場合や賦課水準が高い場合には必ずしもそうではないことが示された。

また、アンチダンピング税の期待値水準が図 3 における領域 (B) と領域 (C) の境界部分に設定されている場合には、景気と物価の逆行が生じることや、アンチダンピング税の期待値水準が高い場合には、Rotemberg and Saloner (1986) の帰結とは異なり、好況時に価格競争が生じないことも読みとられる。

5. アンチダンピング政策と経済厚生

本節では、さらに分析を進めて、経済厚生に与える影響について考え、アンチダンピング政策の是非について言及する。

5.1. 賦課されるアンチダンピング税の期待値水準の増加が経済厚生に与える影響

結託が継続している場合の一期当たりの経済厚生は自国における消費者余剰および両国企業の生産者余剰の総和と定義される。結託下の総生産量 Z^c は (1) 式より、 $\frac{a-c}{2b}$ であるので、消費者余剰は逆需要関数より、 $\frac{(a-c)^2}{8b}$ と算出される。また、両国の企業の生産者余剰は (4) 式および (5) 式より $\frac{(a-c)^2}{4b}$ であるので、この場合の経済厚生水準 W_w^c は

$$\frac{3(a-c)^2}{8b} \quad (13)$$

となる。また、アンチダンピング税が課税されて Cournot-Nash 競争が行われている場合の経済厚生は自国市場における消費者余剰、両国の企業の生産者余剰の総和に関税収入を加えたものと定義される。アンチダンピング税の賦課の下に Cournot-Nash 競争が行われている場合の総生産量 z^N は (6) 式および (7) 式より、 $\frac{2(a-c)-t}{3b}$ となるので消費者余剰は $\frac{\{2(a-c)-t\}^2}{18b}$ と算出される。両国の企業の生産者余剰の総和 $\pi^N + \pi^{*N}$ は (8) 式および (9) 式より、 $\frac{(a-c+t)^2 + (a-c-2t)^2}{9b}$ であり、また関税収入は $\frac{t(a-c-2t)}{3b}$ であるので、経済厚生水準 W_w^N が

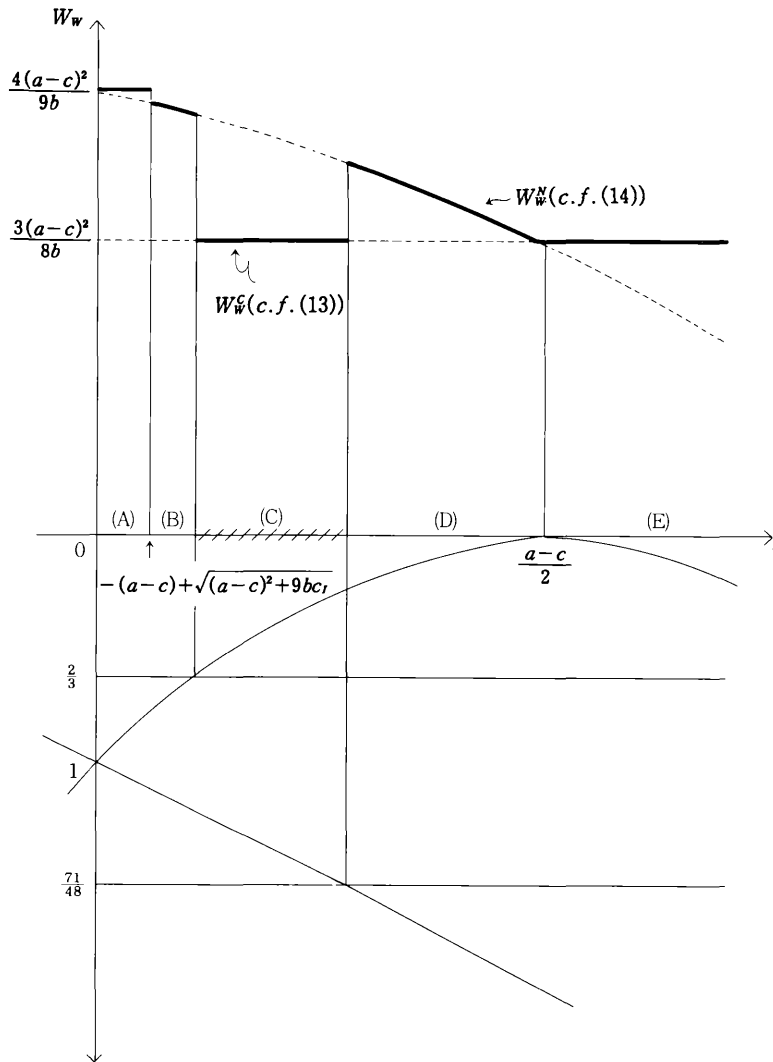
$$\frac{-[t+4(a-c)][t-2(a-c)]}{18b} \quad (14)$$

となり、(13)式および(14)式より、

$$t < \frac{a-c}{2} \implies W_W^c < W_W^N$$

が導かれる。 $\frac{a-c}{2}$ は(7)式からわかるように、外国企業の固定費用がゼロである場合の禁止的関税水準であるので、アンチダンピング税水準が禁止的水準以下の場合にはアンチダンピング提訴の

図 5



取り下げによって経済厚生が悪化することがわかる。

この関係を用いて、図2に、賦課されるアンチダンピング税の期待水準の関数としての厚生水準を重ね合わせたものが図5である。

アンチダンピング税の期待値水準が小さい場合には、賦課されるアンチダンピング税の期待値が

増加しても経済厚生は不変であるが（領域（A））、その後は、アンチダンピング税の期待値の増加に伴って単調に減少する（領域（B））。そして不連続に急落して一定水準に保たれ（領域（C））、その後不連続に急増し、そして再び単調に減少する（領域（D））。なお、領域（E）においては貿易が行われないので、自国企業が独占を享受している場合の厚生水準が示されている。この水準は領域（C）における厚生水準と一致している。

自国企業と外国企業との間の結託を考慮に入れていない Marshall (1923), Dale (1980), Yarrow (1987) 等の見解に従えば、アンチダンピング税の期待値水準の増加に伴って経済厚生が単調的に減少していくはずであるが、結託が可能な現実の制度においてはそうならないことがこの図5から読みとられる。特に、賦課されるアンチダンピング税の水準が（C）の領域から（D）の領域に増加する場合には、アンチダンピング税の水準を上昇させることによって経済厚生が上昇するので、アンチダンピング税水準の増加が必ずしも悪ではないことがわかる。この点も、従来の研究では導かれていない結論であるので重要であると思われる。

以上は次のようにまとめられる。

アンチダンピング税の水準を連続的に変化させた場合に経済厚生水準は不連続に変化する。しかも、アンチダンピング税水準の増加に伴って厚生水準が急増する場合がある。

Moore and Suranovic (1992) は、アンチダンピング税水準の期待値の増加によって経済厚生が必ず損なわれるとし、アンチダンピング税水準の期待値を減少させる改革の必要性を説いているが、彼らの見解が必ずしも常に支持され得ないことも示された。

5.2. アンチダンピング政策と集中排除政策

前述のように、図5においてアンチダンピング税の水準が（C）の領域にある場合には厚生水準が急落している。この水準は、アンチダンピング税が賦課されない状況において両国企業が共同利潤を最大化した結果として実現される厚生水準である。それ故、この厚生水準は、仮にアンチダンピング法もアンチトラスト法もないとした場合に得られる水準と一致するので、

アンチダンピング法が存在するためにアンチトラスト法の効力が失われ、その結果経済厚生が急落する場合がある。

という命題が成り立つ。

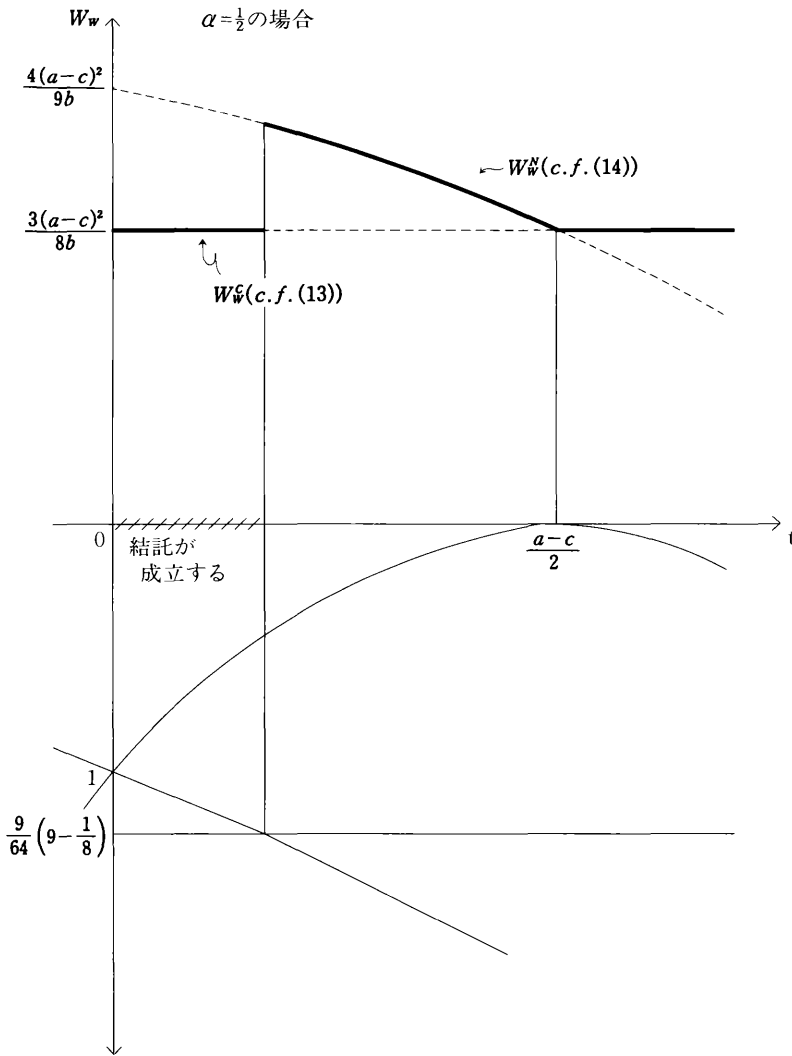
アンチダンピング政策に対する批判の多くは、自由貿易との比較においてなされており、アンチダンピング税の水準が高いことは、自由貿易における経済厚生との隔たりを増加させるという点で

問題視されている。しかし、輸入国の企業が相手国企業と結託することを事実上可能とする現行のアンチダンピング法の問題点は、そのみならず、アンチトラスト法の効力を喪失させる点にあることをこの命題は主張している。現行のアンチダンピング法を前提とする限り、アンチダンピング政策には、通常自由貿易論者が考えるよりも深刻な問題があることを示している点でこの命題には意味があると思われる。

5.3. 消費者の厚生を重視することが経済厚生に与える影響

最後に、政府が消費者の厚生を重視することが経済厚生に与える影響について考える。

図 6



消費者の厚生を重視することは、アンチダンピング税の賦課水準を減少させることと考えること

ができる。図6が示すように、両国企業の市場占有率が等しくしかも時間選好率が大きい場合には、低い税水準において両国企業間の結託が成立する。

図6から明らかなように、両国企業間の結託は経済厚生に対して負の効果を及ぼすので、**消費者の厚生を重視することによってかえって経済厚生が損なわれる場合がある。**

と言える。

Yarrow (1987) は消費者の厚生を重視しないことによって経済厚生が損なわれることを主張しているが、両国企業間の結託を明示的にモデル化することによって、彼の主張が妥当しない場合もあり得ることが示された。

6. 結 語

本論文では、両国企業間の結託の可能性を明示的にモデル化し、賦課されるアンチダンピング税の水準が企業戦略や経済厚生に及ぼす影響を中心に分析を行い、アンチダンピング政策に対する評価を行った。本稿で得られた主な結論は以下のようにまとめられる。

- (1) 賦課されるアンチダンピング税の期待値水準が低い場合にはアンチダンピング提訴が開始されることはない。

この結論は、nuisance suit (アンチダンピング税が賦課される見込みが微少な訴訟) を行っても両国の企業が不当に高い利益を獲得できないことを示しており、Prusa (1992) の結論が必ずしも正しくないことを明らかとしている。

- (2) アンチダンピング法が存在するために両国企業の結託が可能となり、両国企業ともに高い利潤を獲得する場合がある。

この結論は Prusa (1992) の結論を本稿のモデルにおいて確認するものであるが、両国企業間の結託が成立しない場合もあることを示している点において新たな貢献があると思われる。

- (3) アンチダンピング税の期待値水準が高く (低く) しかも課税する側の国の企業の市場占有率が大きい (小さい) 場合には、両国企業間の結託が成立する可能性が高い。

この命題は、政府の強い国に強い企業がある場合や政府の弱い国に弱い企業が存在することが経済厚生観点から望ましくないことを示すものである。

- (4) アンチダンピング税の水準を連続的に変化させた場合に経済厚生水準は不連続に変化する。しかも、アンチダンピング税水準の増加に伴って厚生水準が急増する局面がある。

Marshall (1923), Dale (1980), Yarrow (1987) 等によれば、アンチダンピング税の期待値水準の増加に伴って経済厚生が単調的に減少していくはずであるが、そうならないことが論証さ

れた。特に、アンチダンピング税水準の増加によって経済厚生が上昇する局面があることを示し、アンチダンピング税水準の増加が必ずしも悪ではないことを主張した点で意味があると思われる。

(5) アンチダンピング法があるために、アンチトラスト法の効力が失われる場合がある。

現行のアンチダンピング政策には、通常自由貿易論者が考えるよりも深刻な問題があることを呈示した点でこの命題は重要であると思われる。

その他にも、

・アンチダンピング税水準の期待値が高い場合に景気が後退する場合やアンチダンピング税水準の期待値が低い場合に景気が拡大する場合には両国企業間の結託が切れる。

・消費者を重視することによってかえって経済厚生が損なわれる場合がある。

という結論も導かれた。

本稿では、賦課されるアンチダンピング税の水準が企業戦略や経済厚生に及ぼす影響に関する分析に焦点を絞るために、いくつかの単純化を行った。その中で重要なものは、自国企業が preliminary approval を獲得することと外国企業の行動とが無関係であるという仮定であろう。この仮定は、「ダンピング及びダンピングによる損害を認める暫定的な決定」は自国企業によって提出される資料に基づいて45日以内という短期間になされなければならないという現行のアンチダンピング法を踏まえたものであるが、近年では、ダンピング規制が企業戦略に与える影響に与える影響について分析する意義が増加しているので(清野一治・柴山千里(1992), 清野一治(1993), 清野一治・柴山千里(1993)等), この仮定を緩め、自国企業が preliminary approval を獲得することを外国企業の行動によって阻止できるとした場合に、本稿で得られた結論がどのように修正されるのかを、ダンピング規制のあり方との関係において論じることも重要であると思われる。

また、本稿では、経済厚生を考える際に世界全体の厚生をその指標としたが、これはアンチダンピング政策の是非をより広い観点から論じる目的のためであり、自国の厚生の観点からの議論が無用であるというものではない。本稿で外生としたアンチダンピング税水準を生内化する際には自国の厚生が重要な役割を果たすと思われる。自国政府が消費者の厚生を重視するのか生産者の利潤を重視するのかによってアンチダンピング税の水準がどのように変化し、そしてその結果、両国企業間の結託の強さがどのように変化するか等については稿を改めて分析しようと考えている。

参 考 文 献

清野一治・柴山千里「輸出独占下のダンピングと防止税の効果 市場間及び異時点間差別 価格の分析」『日本経済研究』No.23, 1992年, pp84-115.

清野一治「先端産業とダンピング規制」(未発表) 1993年

- 清野一治・柴山千里「国際寡占とダンピング—市場独立 vs 連動的ダンピング認定」『日本経済研究』
No.24, 1993年, pp142-188.
- 丹宗暁信・山手治之・小原喜雄編 『新版 国際経済法』青林書院1993年
- Anderson, J. E. “Domino Dumping II: Anti-dumping,” *Journal of International Economics* 35, 1993,
pp133-150.
- Dale, R., *Anti-dumping Law in a Liberal Trade Order*, Macmillan, London. 1980
- Dixit, A. K., “International Trade Policy for Oligopolistic Industries,” *Economic Journal* 94, Supple-
ment, 1984, pp1-16.
- Dixit, A. K., “Antidumping and Countervailing Duties under Oligopoly,” *European Economic Review*
32, 1988, pp55-68.
- Marshall, A., *Money, Credit and Commerce*, Macmillan, London. 1923
- Moore, M. O. and Suranovic, S. M., “Lobbying vs. Administered Protection Endogeneous Industry
Choice and National Welfare,” *Journal of International Economics* 32, 1992, pp289-303.
- Nagaoka, S., “Antidumping Policy and Competition” mimeo 1995.
- Prusa, T. J., “Why are so Many Antidumping Petitions Withdrawn?,” *Journal of International
Economics* 33, 1992, pp1-20.
- Rotemberg, J. and G. Saloner, “A Supergame Theoretic Model of Business Cycles and Price Wars
during Booms,” *American Economic Review* 76, 1986, pp390-407.
- Staiger, R. W. and F. A. Wolak, “The Effects of Antidumping Law: Theory and Evidence,” in A.
Deardorff and R. Stern (eds.) *Analytical and Negotiating Issues in The Global Trading System*,
The University of Michigan Press. 1994.
- Yarrow, G., “Economic Aspects of Antidumping Policies,” *Oxford Review of Economic Policy* 3, 1987,
pp66-79.

(経済学部研究助手)